

# 広島県動物愛護センターPFI事業者評価委員会設置要綱

## (目的)

第1条 広島県動物愛護センターの移転整備事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づいて実施するに当たり、PFI事業者の選定において、競争性、公正性及び透明性を確保するため、広島県動物愛護センターPFI事業者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (事業)

第2条 委員会の業務は次のとおりとする。

- (1) 実施方針や募集要項の検討に関すること
- (2) 事業者の選定方法の検討に関すること
- (3) 要求水準及び契約書案の検討に関すること
- (4) 落札者決定基準の検討・策定に関すること
- (5) 事業者の入札参加資格要件の審査に関すること
- (6) 提案書類の審査・評価に関すること

## (構成員)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 広島県土木建築局総括官（建築技術） 的場 弘明
- (2) 広島県動物愛護センター所長 中村 満
- (3) 広島県健康福祉局総括官（医療・がん対策） 福永 裕文
- (4) 広島県健康福祉局健康福祉総務課長 大幡 誠
- (5) 広島県健康福祉局食品生活衛生課長 菊池 和子

2 委員の任期は、動物愛護センターの移転整備事業が完了するまでとする。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、広島県健康福祉局食品生活衛生課長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員のうち4名以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、やむを得ない場合に限り、代理者を出席させることができる。

4 委員会は、委員全員の同意があるときは、持ち回りの方法により議事及び議決を行うことができるものとする。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は、広島県健康福祉局食品生活衛生課が所掌する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、令和2年11月2日から施行する。